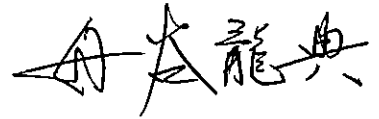


広島市議会規則第2号

令和7年3月28日

広島市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公表する。

広島市議会議長



広島市議会傍聴規則の一部を改正する規則

広島市議会傍聴規則（昭和39年広島市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「認める者」を「認めるもの」に改める。

第10条第3項を次のとおり改める。

- 3 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により第1項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

第12条中「人に迷惑を及ぼすおそれのある」を「他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事情が認められる」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、銃器その他危険な物又はビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯しているか否かを質問させることができる。
- 3 前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者は、第1項に

規定する者に該当するものとして、同項の規定を適用する。

第13条中「ときは」の右に「、静粛にするとともに」を加え、「又は会議の妨害」を「会議を妨害し、又は他人の迷惑」に改める。

第14条を次のように改める。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

第15条中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月18日から施行する。